

持続可能な循環資源活用総合対策事業実施要領

制 定 29 食産第 5498 号
平成 30 年 3 月 29 日
農林水産省食料産業局長通知

改正 平成 31 年 3 月 29 日 30 食産第 5309 号

第 1 目的

農山漁村 6 次産業化対策事業実施要綱（平成 24 年 4 月 20 日付け 23 食産第 4049 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表 1 の事業の種類の欄の I の 1 の（2）の持続可能な循環資源活用総合対策事業は、実施要綱及び農山漁村 6 次産業化対策事業補助金交付要綱（平成 24 年 4 月 20 日付け 23 食産第 4051 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第 2 事業実施主体

1 実施要綱別表 1 の事業実施主体の欄の 2 の食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

（1）第 3 の 1 の（1）のアの事業（（ウ）の②を除く。）

民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び法人格を有さない団体で事業承認者（実施要綱第 5 の 1 の事業承認者をいう。以下同じ。）が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）

（2）第 3 の 1 の（1）のアの（ウ）の②及びイの事業

農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人及び特認団体

（3）第 3 の 2 の事業

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、学校法人、公社、独立行政法人、社会福祉法人、社会福祉協議会及び特認団体

2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（1）主たる事務所の定めがあること。

（2）代表者の定めがあること。

- (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
 - (4) 各年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式2を併せて事業承認者に提出して、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

本事業の内容及び交付要綱第1の事業の経費のうち補助対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

1 循環資源活用対策事業

(1) 循環資源活用支援事業

ア 地域資源活用展開支援事業

(ア) 計画策定支援

農山漁村における課題について、地域循環資源のマテリアル利用やエネルギー利用により、解決しようとする地方公共団体や農林漁業者等を対象に、専門家が現地に赴き、事業計画策定のための課題整理・要件の明確化や各種調査、手続等にアドバイスやフォローアップを行うとともに、関連事業者とのマッチングや、国が実施している各種支援施策について、継続的な紹介等を行う。また、これらの取組内容及び地域循環資源の活用に係る課題とその克服方法を整理し、報告書として取りまとめる。

(補助対象経費)

事務局員手当・旅費、専門家謝金・旅費、賃金、会場借料、基本装飾費、印刷製本費、通信運搬費及び消耗品費

(イ) 相談窓口の設置

地域循環資源のマテリアル利用やエネルギー利用により農山漁村の活性化に取り組んでいる、又は取り組もうとしているものの、課題を抱え取組が進まない等の状況にある地方公共団体や農林漁業者等に対し、相談窓口を設置し、専門家による課題解決に向けたアドバイスを行う。また、これらの取組内容及び地域循環資源の活用に係る課題とその克服方法を整理し、報告書として取りまとめる。

(補助対象経費)

事務局員手当・旅費、専門家謝金・旅費、賃金、印刷製本費、通信運搬費及び消耗品費

(ウ) 全国的な推進・情報提供支援

① 地域循環資源の活用に関する情報発信

地域循環資源を活用した発電・熱利用等の地域活性化につなげる取組を全国的に展開していくため、農林漁業における導入・利用のメリット、先進的な事例等の情報発信・普及及び勉強会の開

催を行う。また、これらの取組内容及び地域循環資源の活用に係る課題とその克服方法を整理し、報告書として取りまとめる。

(補助対象経費)

事務局員手当・旅費、講師謝金・旅費、賃金、会場借料、基本装飾費、印刷製本費、通信運搬費及び消耗品費

② バイオマス産業都市推進協議会の体制整備等

㊦ 推進協議会の運営

バイオマス産業都市（以下「産業都市」という。）間のネットワーク化及び推進体制強化のため、選定された産業都市の実施体制メンバー、関係府省及び民間企業等で構成される推進協議会の事務局としてその運営を行う。また、広く民間企業や金融機関、研究機関等に推進協議会への参加を促し、推進協議会の体制強化を図る。

㊧ 経理管理指導等

別途定めるバイオマス産業都市募集要領の手続により産業都市として選定された地域のバイオマス産業都市構想（以下「産業都市構想」という。）に位置付けられた事業化プロジェクトの経理管理指導等を行う。

㊨ 構想づくり支援

産業都市構想の策定に向けた意欲がある地方公共団体の構想づくりを専門家派遣等により支援する。

㊩ シンポジウムの開催等

産業都市構想の実現を推進するため、シンポジウム開催や関連するデータ整理を行う。

(補助対象経費)

事業に直接従事する者の人件費（補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化等について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき算出される経費）、報償費（謝礼金）、旅費（普通旅費、調査旅費、委員等旅費）、消耗品費（機械・備品に該当しない物品の購入費）、役務費（通信運搬費、筆耕翻訳料、雑役務費、印刷製本費）、委託料（コンサルタント等の委託料）並びに使用料及び賃借料（会議用会場、物品等の使用料、借料及び損料）

イ 事業系食品廃棄物エネルギー利用対策調査事業

事業系食品廃棄物の下水処理場バイオガス化施設への導入（以下「混合利用」という。）を検討する事業化可能性調査として、以下の調査を行う。

(ア) エネルギー利用適性調査

事業系食品廃棄物のバイオガス化によるエネルギー利用の適性を確認するため、混合利用を検討する下水処理場周辺の食品関連事業者

から排出される事業系食品廃棄物を対象に、以下の調査を行う。

① 発生量動向調査

食品関連事業者の協力のもと、排出される事業系食品廃棄物の年間を通じた発生量を記録する。

② 性状分析

食品関連事業者から提供される事業系食品廃棄物の性状分析を行う。性状分析は季節変化を考慮して複数回行う。

(補助対象経費)

記録・サンプル提供謝金、性状分析費、委託費、調査研究員等旅費・手当、通信運搬費及び消耗品費

(イ) 実現可能性調査

混合利用の実現可能性を確認するとともに、食品関連事業者の経済性評価、課題等を整理するため、以下の調査を行う。

① 経済性の検討

混合利用に必要な費用（下水処理場において分別・破碎等を行う前処理施設の導入や事業系食品廃棄物の収集・運搬など）及び混合利用による効果（エネルギー利用による増収など）を算出し、経済性について検討する。

② 課題・対応策の検討

(ア) の対象下水処理場に加え、既に事業系食品廃棄物を導入している下水処理場を対象に、関連する食品関連事業者、下水道事業者、地方公共団体等関係者への聞き取り等による課題の抽出、情報収集を行い、①により得られた成果を踏まえて課題の解決方法及び食品廃棄物導入の有効性の検討を行う。

(補助対象経費)

関係者謝金、通信運搬費、委託費、消耗品費及び調査研究員等旅費・手当

(ウ) 報告書作成

(ア) 及び (イ) の取組による成果を取りまとめ、報告書を作成する。

(補助対象経費)

印刷製本費

2 食品産業環境対策事業

(1) 納品期限の見直し事業

納品期限の見直しに取り組む企業の拡大のため、以下の取組を行う。

ア 検討会の開催

学識経験者、食品関連事業者等で構成される検討会を設置し、納品期限の見直しに取り組む企業の拡大に向けて、今後の具体的方策等の取りまとめを行う。

(補助対象経費)

委員謝金・旅費、事務局員手当・旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費及び消耗品費

イ 調査研究

アの検討を行うため、納品期限の見直しに取り組む企業の拡大に向けて、食品関連事業者の動向の把握やデータ収集・分析等の各種調査を行う。

(補助対象経費)

調査研究員等手当・旅費、協力謝金、印刷製本費、通信運搬費、集計整理等賃金、消耗品費及び資料購入費

ウ 報告書の作成

ア及びイの取組による成果を取りまとめ、報告書を作成し、公表する。

(補助対象経費)

印刷製本費

(2) 適正発注の推進事業

フードチェーン全体の食品ロス削減のための適正発注の推進について、以下の取組を行う。

ア 検討会の開催

学識経験者、食品関連事業者等で構成される検討会を設置し、販売機会の損失、過剰生産、過剰在庫が生み出されないような小売業等の適正発注の推進について、今後の具体的方策等の取りまとめを行う。

(補助対象経費)

委員謝金・旅費、事務局員手当・旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費及び消耗品費

イ 調査研究

アの検討を行うため、小売業等の販売機会損失を防ぐための措置と食品ロスの関連性について、ヒアリングを中心とした実態調査を行い、適正在庫等の分析を行う。

(補助対象経費)

協力謝金、調査研究員等手当・旅費、集計整理等賃金、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費及び資料購入費

ウ 報告書の作成

ア及びイの取組による成果を取りまとめ、報告書を作成し、公表する。

(補助対象経費)

印刷製本費

(3) フードバンク実態調査事業

食品関連事業者から発生する食品ロスの削減を促進するために今後有効と考えられるフードバンク活動について、運営上の課題を整理するに当たって、国内でフードバンク活動を行っている団体の実態調査を行う。

ア 調査研究

国内でフードバンク活動を行っている団体を把握し、把握した団体の

活動内容、実績等を調査する。

(補助対象経費)

調査研究員等手当、調査研究員等旅費、協力謝金、アンケート作成費、通信運搬費、集計整理賃金、消耗品費及び資料購入費

イ 報告書作成費

アの調査による成果を取りまとめ、報告書を作成し、公表する。

(補助対象経費)

印刷製本費

(4) 優良者表彰の開催事業

食品産業の持続可能な発展に寄与する地球温暖化防止・省エネルギー等の優れた取組を表彰するため、以下の取組を行う。

ア 審査委員会等の実施

食品産業の温室効果ガス排出量削減・省エネルギー等に関する知識・経験を有する専門家等で構成される審査委員会を設置し、表彰者の選定を行うとともに、表彰事業の企画運営を行い取組の成果を取りまとめ報告書を作成する。

(補助対象経費)

事務局員手当・旅費、審査委員謝金・旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、情報発信費及び消耗品費

イ 優良者表彰式の開催

優良者の表彰式を開催するとともに、インターネット等を活用して表彰事例の情報提供を行う。

(補助対象経費)

事務局員手当・旅費、補助員手当・旅費、講師謝金・旅費、受賞者等出席旅費、表彰式運営費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、情報発信費及び消耗品費

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成30年度から平成34年度までとする。

第5 採択基準

実施要綱第4の食料産業局長が別に定める採択基準は、次に掲げるとおりとする。

1 第3の1の(1)のアの事業((ウ)の②を除く。)

(1) 事業実施主体が多様な地域循環資源のマテリアル利用やエネルギー利用に関する十分な専門的知見を有しており、かつ、農林漁業と調和した地域循環資源のマテリアル利用やエネルギー利用の推進に関する活動を行った経験を有していること。

(2) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するために適切なものであること。

- (3) 事業実施主体の財務的基盤が安定しているとともに、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

2 第3の1の(1)のアの(ウ)の②の事業

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するために適切なものであること。
- (2) 事業実施内容が、産業都市構想の推進に資するものとなっていること。
- (3) 事業実施主体がバイオマス利活用に関する知見を有するなど事業の円滑な実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

3 第3の1の(1)のイの事業

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 事業実施主体が地域循環資源のバイオガス事業に関する十分な専門的知見及び経験を有していること。
- (3) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (4) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

4 第3の2の事業

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (3) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

- (1) 事業実施主体は、実施要綱第5の1の規定に基づき、別記様式1により事業実施計画を作成し、事業承認者に提出して、その承認を受けるものとする。ただし、事業実施計画の変更(2の重要な変更に限る。)又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の変更承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

なお、別記様式1に添付すべき資料であって、既に本事業の公募要領に基づき提出のあった資料等と重複するもの(内容の変更がないものに限る。)は、その添付を省略できるものとする。

- (2) 実施要綱第5の1の事業実施計画の承認は、別記様式3により行うものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、交付要綱別表1のIの1の(2)の持続可能な循環資源活用総合対策事業の項の重

要な変更の欄に掲げる変更及び3により委託する事業の新設又は内容の変更とする。

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式1の別添1－1の(8)若しくは別添1－2の(7)の備考欄又は別添2の「第2 総括表」の「事業の委託」の欄に記載し、かつ資料を添付することにより事業承認者の承認を得るものとする。ただし、委託して行わせる範囲は事業費の2分の1を超えてはならない。

(1) 委託先が決定している場合は、委託先名

(2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第7 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画(別記様式1)に準じて事業実施状況等に係る報告書を作成し、事業承認者に提出するものとする。なお、報告書は交付要綱第13の1の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

第8 報告又は指導

事業承認者は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業実施要領(平成25年5月16日付け25食産第417号農林水産省食料産業局長通知)、食品リサイクル促進等総合対策事業実施要領(平成26年4月1日付け25食産第4567号農林水産省食料産業局長通知)、農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業実施要領(平成28年4月1日付け27食産第5354号農林水産省食料産業局長通知)及び地域バイオマス利活用推進事業実施要領(平成29年3月31日付け28食産第5757号農林水産省食料産業局長通知)は、廃止する。
- 3 2の規定による廃止前の要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式 1（第 6、7 関係）

番 号
年 月 日

（事業承認者） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

○年度持続可能な循環資源活用総合対策事業の事業実施計画の承認
（変更又は中止若しくは廃止の承認）申請について

農山漁村 6 次産業化対策事業実施要綱（平成 24 年 4 月 20 日付け 23 食産第 4049 号農林水産事務次官依命通知）第 5 の 1（注 1）の規定に基づき、関係書類（注 2）を添えて、承認（変更又は中止若しくは廃止の承認）を申請する。

（変更の理由）

○○○○○○○○○○（注 3）

（中止又は廃止の理由）

○○○○○○○○○○（注 4）

（注 1）変更又は中止若しくは廃止の承認申請の場合は、「第 5 の 2」とする。

（注 2）関係書類として、以下を添付すること。

① 地域資源活用展開支援事業

計画策定支援・・・・・・・・・・・・・・・・別添 1－1

相談窓口の設置・・・・・・・・・・・・・・・・別添 1－1

地域循環資源の活用に関する情報発信・・・・・・・・別添 1－1

バイオマス産業都市推進協議会の体制整備等・・・・・・・・別添 1－2

② 事業系食品廃棄物エネルギー利用対策調査事業・・・・・・・・別添 1－1

③ 食品産業環境対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・別添 2

（注 3）事業の内容の変更の承認申請の場合には、その変更の理由を記載し、承認通知があった事業実施計画の事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。

（注 4）事業の中止又は廃止の承認申請の場合には、その理由を記載すること。

（注 5）事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「○

年度持続可能な循環資源活用総合対策事業の事業実施計画の実施結果の報告について」とし、地域資源活用展開支援事業及び事業系食品廃棄物エネルギー利用対策調査事業については、成果を取りまとめた報告書を添付すること及び食品産業環境対策事業については、別添２「第２ 総括表」及び「第３ 個別事業実施計画添付資料」には実績を記載すること。

(別添 1 - 1) (第 6、7 関係)

地域資源活用展開支援事業実施計画書、事業系食品廃棄物エネルギー利用対策調査事業実施計画書

事業 項目 名	第 3 の 1 の (1) の ア に掲げる事業項目 (ア) 計画策定支援 (イ) 相談窓口の設置 (ウ) 全国的な推進・情報提供支援 ①地域循環資源の活用に関する情報発信 第 3 の 1 の (1) の イ に掲げる事業 のいずれかを記載 (複数実施する場合はそれぞれ分けて記載・提出)
---------------	---

(1) 事業実施主体の概要

- ※ 1 営業経歴 (沿革) など事業実施主体の概要を記載すること。
2 組織運営の公開性 (インターネットによる公表等) を示す内容を記載すること。
3 第 3 の 1 の (1) の ア の事業は、地域循環資源のマテリアル利用やエネルギー利用に関する専門的知見を十分に有していることが分かるように記載すること。
4 第 3 の 1 の (1) の ア の事業は、これまで行ってきた農林漁業と調和した地域循環資源のマテリアル利用やエネルギー利用の推進に関する活動について、どのような団体と連携を図ってきたか、どのような団体に対して推進活動を行ってきたか等について実績があれば、具体的に記載すること。
5 第 3 の 1 の (1) の イ の事業は、事業実施主体が地域循環資源のバイオガス事業に関する専門的知見及び経験を十分に有していることが分かるように記載すること。

過去 3 年以内における補助金等の交付決定取消の原因となる行為の有無 有・無
(該当する場合には、その概要及び当該取消を受けた年月日を記載してください。)

事業 担 当 者 名 及 び 連 絡 先	氏名 (ふりがな)	
	所属 (部署名等)	
	役職	
	所在地	
	電話番号	F A X
	メールアドレス	U R L

(2) 事業の実施体制

- ※ 1 責任体制が把握できるように記載すること。
- 2 補助事業を実施できる能力、補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。
- 3 事業に関係する者の全体像が把握できるように記載すること。
- 4 第3の1の(1)のイの事業については、調査の対象とする下水処理施設等は着手時に別途指示するため、計画書作成時点では、具体的な団体名等を記載する必要はない。

(3) 事業の概要

※事業の趣旨、目的、内容等について記載すること。

(4) 事業の実施方法

※事業の実施手順等について記載すること。

(5) 事業実施のスケジュール

※事業全体の実施期間とスケジュールを記載すること。

(6) 事業目標

※事業目標を具体的かつ定量的に記載すること。

具体的な数値目標等の記載例（以下の例を参考に1つ以上記載すること。）

（第3の1の（1）のアの事業）

（ア）計画策定支援

- ・関連事業者からの総提案件数を●件以上とする。
- ・関連事業者とのマッチング件数を●件以上とする。

（イ）相談窓口の設置

- ・相談支援において、回答件数を●件以上とする。

（ウ）①地域循環資源の活用に関する情報発信

- ・地域循環資源を活用した地域活性化につながる取組の展開に向けた勉強会を●回以上開催する。
- ・本事業で開催した勉強会の満足度を●%以上とする。

（第3の1の（1）のイの事業）

（ア）エネルギー利用適性調査

- ・発生量動向調査：●事業者又は●種以上の投入原料を対象に調査を実施し、事業種ごとの年間を通じた食品廃棄物発生量を検討する（●は対象とする食品事業者数又は投入原料数）。

（イ）実現可能性調査

- ・課題・対応策の検討：●件以上の課題に対して対応策を検討する。

(7) その他の効果

※その他見込まれる効果について記載すること。

なお、第3の1の（1）のイの事業は記載不要とする。

(8) 事業経費の配分及び積算内訳

(単位：千円)

区 分	事業費				備 考
		国庫補助 金	自己負担	その他	
地域資源活用 展開支援事業 費 (ア) 計画策 定支援費 (イ) 相談窓 口の設置 費 (ウ) 全国的 な推進・ 情報提供 支援費 ①地域循 環資源の 活用に関 する情報 発信費 事業系食品廃 棄物エネルギ ー利用対策調 査事業 (上記のいず れかを記載)					
計					

- ※ 1 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。
- 2 仕入に係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
- 3 他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、委託先名(委託先が決定している場合)、委託する事業の内容及びそれに要する経費を備考欄に記載すること。

※欄に収まらない場合は別葉とすることができる。

(添付資料)

- 1 事業実施主体の概要(団体概要等)が分かる資料
 - ・ 事業実施主体が民間企業である場合にあっては、営業経歴(沿革)及び直前3カ年分の決算(事業)報告書(又はこれに準ずるもの)
 - ・ 事業実施主体が民間企業以外の者である場合にあっては、定款及び直前3カ年分の決算(事業)報告書(又はこれに準ずるもの)
 - ・ その他事業実施主体の概要(団体概要等)が分かる資料(パンフレット、リーフレット等)
- 2 事業費の積算に事務局員手当、謝金又は賃金を計上する場合は、その根拠資料
- 3 他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、委託契約書の案
- 4 他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、一般競争入札により決定することが原則であるが、一般競争入札を行うことが困難又は不適當であり委託先が決定している場合は、それを行うことが困難又は不適當である理由及び委託先の概要が分かる資料

(別添 1 - 2) (第 6、7 関係)

地域資源活用展開支援事業実施計画書
(バイオマス産業都市推進協議会の体制整備等)

事業 事業 事業 担当 者 名 及 び 連 絡 先	事業実施主体名	
	氏名 (ふりがな)	
	所属 (部署名等)	
	役職	
	所在地	
	電話番号	F A X
	メールアドレス	U R L
(1) 事業実施主体の概要		
※ 1 責任体制が把握できるように記載すること。 ※ 2 補助事業を実施できる能力、補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。		

(2) 事業の概要

(目的)

(内容)

(3) 事業の実施方法

(4) 事業実施体制

(5) 事業実施のスケジュール

(6) 達成すべき成果

※達成すべき定量的な目標について記入すること。

具体的な数値目標等の記載例

- ・ バイオマス産業都市構想の実現に向け、優良事例や課題解決事例等の情報共有を行い、バイオマス産業都市間のネットワーク化を図るため、「バイオマス産業都市推進協議会」及び「優良事例地区現地調査」をそれぞれ●回以上開催する。また、推進協議会の体制強化を図るため、●社以上の企業等の参画を得る。
- ・ バイオマス産業都市構想に位置付けられた事業化プロジェクトの実現を推進するため、事業化プロジェクトの経営分析や指導・助言等を●箇所以上行う。
- ・ バイオマス産業都市構想の構築を目指す自治体へ指導・助言等を行い、バイオマス産業都市構想の素案を●地区以上で作成する。
- ・ バイオマス産業都市構想の取組の普及や構想の実現等を推進するため、関係する企業や研究機関、金融機関を含めた「バイオマス産業都市推進シンポジウム」を●回以上開催する。

(7) 事業経費の配分及び積算内訳

(単位：千円)

区 分	事業費		備 考
	国庫補助金	自己負担	
計			

- ※1 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(単価、員数、日数等を明記した計算式等)を記載すること。
- 2 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
- 3 他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、委託先名(委託先が決定している場合)、委託する事業の内容及びそれに要する経費を備考欄に記載すること。

※欄に収まらない場合は別葉とすることができる。

(添付資料)

1. 他者に事業の一部を委託して行わせる場合であって委託先が決定している場合は、委託先の概要が分かる資料
2. 他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、委託する事業の内容及びそれに要する経費を記載した委託契約書の案

(別添 2) (第 6、7 関係)

食品産業環境対策事業実施計画書

第 1 事業実施主体の概要

- ※ 1 営業経歴（沿革）など事業実施主体の概要を記載すること。
2 組織運営の公開性（インターネットによる公表等）を示す内容を記載すること。

過去 3 年以内における補助金等の交付決定取消の原因となる行為の有無 有・無
(該当する場合には、その概要及び当該取消を受けた年月日を記載してください。)

事業担
当者名
及び
連絡先

氏名（ふりがな）

所属（部署名等）

役職

所在地

電話番号

F A X

メールアドレス

U R L

(添付資料)

事業実施主体の概要（団体概要等）が分かる資料

- ・ 事業実施主体が民間企業である場合にあっては、営業経歴（沿革）及び直前 3 カ年分の決算（事業）報告書（又はこれに準ずるもの）
- ・ 事業実施主体が民間企業以外の者である場合にあっては、定款及び直前 3 カ年分の決算（事業）報告書（又はこれに準ずるもの）

第2 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
		千円	千円	千円	(1)委託先 (2)委託する事業の内容及びそれに要する経費	
合 計						

- (注) 1 事業種類は、交付要綱別表1の区分により記入すること。
 2 事業細目は、交付要綱別表1のIの1の(2)の2の食品産業環境対策事業の項の経費の欄により記入すること。

第3 個別事業実施計画添付資料

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 納品期限の見直し事業、適正発注の推進事業（共通）

① 事業目標

目標（達成すべき成果）
成果（実績）

(注) 目標（達成すべき成果）欄は、事業実施計画作成時に記載すること。

具体的な目標等の記載例

- ・納品期限の見直し企業数●●社以上とする。
 - ・適正発注についての食品関連事業者への調査件数を●●件以上とする。
- 成果（実績）欄は、事業終了後速やかに記載すること。

② 検討会の開催

開催時期及び回数	出席者数	検討内容	備考
	人		

③ 調査研究の実施

調査研究時期	調査研究対象	調査研究内容	備考

④ 報告書の作成

作 成 部 数	主 な 配 布 先	H P 公表	備 考
部			

(2) フードバンク実態調査事業

① 事業目標

目標（達成すべき成果）
成果（実績）

（注）目標（達成すべき成果）欄は、事業実施計画作成時に記載すること。
 具体的な数値目標等の記載例
 ・フードバンク団体 90 件以上に対して調査を行う。

② 活動団体の実態調査

実施期間	収集方法	収集内容	備考

③ 報告書の作成

作 成 部 数	主 な 配 布 先	H P 公表	備 考
部			

(3) 優良者表彰の開催事業

① 事業目標

目標（達成すべき成果）
成果（実績）

（注）目標（達成すべき成果）欄は、事業実施計画作成時に記載すること。
 具体的な数値目標等の記載例
 ・表彰式の後に開催される事例発表会の満足度（5 点満点）について、4 点以上の参加者の割合を 7 割以上とする。
 成果（実績）欄は、事業終了後速やかに記載すること。

② 審査委員会の開催

開催時期及び回数	出席者数	検 討 内 容	備 考
	人		

③ 優良者表彰式の実施

実施時期	実施場所	参加人数	実 施 内 容	資料作成部数	備 考
		人		部	

④ 表彰事例集の作成

作 成 部 数	主 な 配 布 先	H P 公表	備 考
部			

別記様式2（第2関係）

持続可能な循環資源活用総合対策事業特認団体承認申請書

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度（ 月～ 月）
- 6 構成員

名称	所 在 地	代表者 氏名	大企業・ 中小企業 の別	従業員 数	資 本 金	年間販売 額	主 要 事 業	備考

- 7 設立目的
- 8 事業の内容
- 9 特記すべき事項
- 10 添付書類
 - （1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - （2）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
 - （3）その他参考資料

別記様式 3（第 6 関係）

番 号
年 月 日

団体名

代表者の役職及び氏名 殿

（事業承認者） 印

○年度持続可能な循環資源活用総合対策事業の事業実施計画の承認
について

○年○月○日付け○○○○により申請のあった○年度持続可能な循環資源活用総合対策事業の事業実施計画については、農山漁村 6 次産業化対策事業実施要綱（平成 24 年 4 月 20 日 23 食産第 4049 号農林水産事務次官依命通知）第 5 の 1（注）の規定に基づき、（変更又は中止若しくは廃止を）承認する。

（注）変更又は中止若しくは廃止の承認の場合は、「第 5 の 2」とする。